

平成21年4月3日

国際裁判管轄法制に関する中間とりまとめのためのたたき台(1)

第1 普通裁判籍

1 自然人

自然人の普通裁判籍については、以下のとおりとすることでどうか。

- ① 訴えは、被告の住所が日本国内にあるときは、日本の裁判所の管轄に属するものとする。
- ② 訴えは、被告の住所がない場合又は住所が知れない場合において、被告の居所が日本国内にあるときは、日本の裁判所の管轄に属するものとする。
- ③ 訴えは、被告の居所がない場合又は居所が知れない場合において、被告が訴えの提起前に日本国内に住所を有していたときは、日本の裁判所の管轄に属するものとする。ただし、日本国内に住所を有していた後に外国に住所を有していたときは、この限りでないものとする。

(補足説明)

法第4条第1項の規定を踏まえて形式的な修文をしたほかは、部会資料8から変更はない。

2 法人その他の社団又は財団

法人その他の社団又は財団の普通裁判籍については、以下のとおりとすることでどうか。

- ① 法人その他の社団又は財団に対する訴えは、その主たる事務所又は営業所が日本国内にあるときは、日本の裁判所の管轄に属するものとする。
- ② 法人その他の社団又は財団に対する訴えは、その事務所又は営業所がない場合又は知れない場合において、その代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるときは、日本の裁判所の管轄に属するものとする。

(補足説明)

1 本文①について

部会資料8から変更はなく、第2回部会においても特に異論はなかったものである。

2 本文②について

部会資料8から変更はなく、第2回部会においても特に異論はなかったものである。

3 部会資料8の本文③(甲案、乙案)について

第2回部会においては、本文①及び②の場合に限り、外国の法人等の普通裁判籍を認めるとの考え方(甲案)と、上記①及び②の場合のほか、外国法人等が日本における代表者を定め、その住所が日本国内にあるときにも、日本の裁判所に普通裁判籍による管轄を認めるとの考え方(乙案)を提示したが、甲案を支持する見解が大多数であったことから、甲案のみを提案するものである。

3 大使、公使等

大使、公使等の普通裁判籍については、以下のとおりとすることでどうか。

大使、公使その他外国に在ってその国の裁判権からの免除を享有する日本人に対する訴えは、上記1①から③までのいずれにも該当しない場合においても、日本の裁判所の管轄に属するものとする。

(補足説明)

日本国内に普通裁判籍を有しない外交官等に対する訴えに関しては、被告が、その訴えについて、(i)接受国の民事裁判権から免除され、接受国及び日本以外の第三国に特別裁判籍等も認められない場合、(ii)接受国の民事裁判権から免除されるが、第三国に特別裁判籍等が認められる場合(第三国旅行中の交通事故等がその例)、(iii)接受国の民事裁判権から免除されない場合(個人の不動産に関する訴訟等がその例)が考えられる。

法第4条第3項が上記(ii)(iii)の場合を含むかどうかについては、明示的に論じた文献、裁判例は見当たらず、「大使、公使その他外国に在ってその国の裁判権からの免除を享有する日本人」との文言の解釈によることとなると思われるが、世界中のどこかに普通裁判籍を与えるという本項の趣旨に照らすと、少なくとも上記(iii)は対象外

であるように思われる。

本文は、同項の解釈が問題となった事例も見当たらないことに照らし、その対象範囲については、「大使、公使その他外国に在ってその国の裁判権からの免除を享有する日本人」との文言の解釈に委ねることとしつつ、いかなる場合に日本の裁判所が管轄権を有するかとの観点が明確になるように、部会資料8の第1の3の規律を修正したものである。

第2 特別裁判籍

1 義務履行地

義務履行地の特別裁判籍については、以下のとおりとすることでどうか。

- ① 契約上の請求に係る訴えは、次に掲げる場合には、日本の裁判所に提起することができるものとする。
 - ア 当該契約において定められた当該請求に係る義務履行地が日本国内にあるとき。
 - イ 当事者が当該契約の当時に選択した地の法が定める当該請求に係る義務履行地が日本国内にあるとき。
 - ウ 当該契約について適用される条約が定める当該請求に係る義務履行地が日本国内にあるとき。
- ② 契約に関連して事務管理が行われ若しくは不当利得が生じた場合における当該事務管理若しくは不当利得に基づく請求に係る訴え又は契約上の債務の不履行による損害賠償の請求に係る訴えは、次に掲げる場合には、日本の裁判所に提起することができるものとする。
 - ア 当該契約において定められた当該請求に係る義務履行地が日本国内にあるとき。
 - イ 当事者が当該契約の当時に選択した地の法が定める当該請求に係る義務履行地が日本国内にあるとき。
 - ウ 上記①アからウまでの規律により、当該契約上の請求に係る義務履行地が日本国内にあるとき。

(補足説明)

1 全般について

第2回部会においては

- (i) 一の契約は複数の権利義務の定めを含むことがあり、各義務について義務履行地がそれぞれ異なることも考えられるところ、部会資料8の本文①の規律による

- と、訴えに係る請求以外の義務履行地が日本と定められている場合にも、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められてしまう場合があり得る
- (ii) 対象となる訴えの範囲につき、契約に関連して不当利得が生じ又は事務管理が行われた場合も含めるべきである
 - (iii) 契約に関連する事務管理又は不当利得に基づく請求自体について、契約において義務履行地が日本と定められている場合には、日本の裁判所に管轄を認めるべきである
 - (iv) 契約に関連する事務管理又は不当利得に基づく請求自体について、契約に義務履行地の定めがない場合であっても、その請求に関する契約上の本来の債務の義務履行地が日本にある場合には、日本の裁判所の国際裁判管轄を認めるべきである
 - (v) わが国は、国際物品売買条約に関する国際連合条約（以下「ウィーン売買条約」という。）に加入したところ、同条約第57条第1項は、契約に規定がない場合の代金支払場所（売主の営業所等）について定めていることから、この点も検討すべきではないかなどの指摘がされた。

2 本文①について

本文①アイは、部会資料8の本文①の規律について、「当該請求に係る」義務履行地であることが明確になるように修文するとともに、準拠法については、通則法第7条の規定を踏まえ、当事者が選択したものであることが明らかになるように修文したものである。

また、上記1(v)の指摘に関し、ウィーン売買条約は、一定の要件を満たす売買契約について国際私法を介さずに直接適用されるとされている。したがって、同条約が適用される売買契約に義務履行地の定めがない場合には、同条約第57条第1項により、売主の営業所等が義務履行地となり、その所在地が日本国内にある場合には、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められることとなると考えられる。そこで、この点を考慮して、本文①ウに「当該契約について適用される条約が定める当該請求に係る義務履行地」との文言を付加したものである。

3 本文②について

本文②は、契約に関連して事務管理が行われ若しくは不当利得が生じた場合又は契約上の債務の不履行による損害賠償が生じた場合についての規律を提案するものである。

これらの場合においては、契約に関連する事務管理若しくは不当利得に基づく請

求自体又は契約上の債務の不履行による損害賠償の請求自体について、契約で定められた義務履行地（本文②ア）又は当事者が選択した準拠法が定める義務履行地（本文②イ）が日本国内にあるときは、日本の裁判所に訴えを提起できることとしたものである。

また、本文②ウは、契約に関連する不当利得返還等の請求をする場合においては、本文②アイにより義務履行地が認められる場合であっても、契約上の本来の請求に係る義務履行地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に訴えを提起できることとしたものである。

（注1）

契約に関連する不法行為についても、本規律に含めるべきか、あるいは、不法行為地による特別裁判籍に委ねるべきか。

（注2）

例えば、契約において、（i）本来の債務の義務履行地は日本であり、当該契約に関連する不当利得返還債務の義務履行地はA国であると定められている場合、（ii）本来の債務の義務履行地はA国であり、当該契約に関連する不当利得返還債務の義務履行地は日本であると定められている場合、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるかどうかについては、どう考えるか（本文②はいずれの場合も日本の裁判所に国際裁判管轄を認めるものである。）。

また、例えば、契約において当事者が選択した準拠法によると、（i）本来の債務の義務履行地は日本であり、当該契約に関連する不当利得返還債務の義務履行地はA国とされる場合、（ii）本来の債務の義務履行地はA国であり、当該契約に関連する不当利得返還債務の義務履行地は日本であるとされる場合、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるかどうかについては、どう考えるか（本文②はいずれの場合も日本の裁判所に管轄を認めるものである。）。

なお、契約において、本来の債務に関する準拠法はA国、当該契約に関連する不当利得返還債務に関する準拠法はB国という定めをすることもあり得ると考えられるが、その場合は、その請求によって選択された準拠法により義務履行地が日本国内にあるかどうかを判断することになると思われる。

（参考）

国際物品売買条約に関する国際連合条約第57条

(1) 買主は、次の(a)又は(b)に規定する場所以外の特定の場所において代金を支払う義務を負わない場合には、次のいずれかの場所において売主に対して代金を支払わなければならない。

(a) 売主の営業所

(b) 物品又は書類の交付と引換えに代金を支払うべき場合には、当該交付が行われる場所

(2) (略)

2 手形又は小切手の支払地

手形又は小切手の支払地の特別裁判籍については、以下のとおりとすることかどうか。

手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴えは、手形又は小切手の支払地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

(補足説明)

本文は、部会資料8から変更はなく、第2回部会においても特に異論はなかったものである。

3 財産所在地

財産所在地の特別裁判籍については、以下のとおりとすることかどうか。

- ① 財産権上の訴えは、請求の目的の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。
- ② 【甲案】特段の規律を置かないものとする。
【乙案】財産権上の訴えは、請求の担保の目的の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。
- ③ 【P 財産権上の訴えで金銭の支払の請求を目的とするものは、差し押さえることができる被告の財産の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。】

(補足説明)

1 本文①について

部会資料8から変更はなく、第2回部会においても特に異論はなかったものである。

2 本文②について

部会資料8から変更はない。第2回部会においては、(i)物的担保の目的物が日本にある場合には、債務名義なく担保権実行をすることができ、民事執行法第181条第1項第1号の担保権の存在を証する確定判決を得るための訴訟についても、

請求の目的の所在地による管轄が認められるので、担保目的物の所在地による管轄を認める実益は乏しい、(ii)保証人や物上保証人などの人的担保の場合に、保証人等が日本に所在しているというのみで日本の裁判所に管轄を認めると、海外に居住する債務者に過度の負担を課すことになるので、保証人に対する訴えを日本の裁判所に提起した場合に主観的併合により債務者に対する訴えも併合できるようにすれば足りる、などの理由から、甲案を支持する意見がやや多かった。他方、担保目的物に対する債権者の期待は非常に高いとして、乙案を支持する意見もあり、意見が分かれたところである。

3 本文③について

差押可能財産の所在地の特別裁判籍については、第2回部会において、被告の財産が日本国内に所在するというだけで日本の裁判所の国際裁判管轄を認めるのは過剰管轄ではないかとの指摘がされたが、いかなる規律を設けるべきかについては様々な見解が示されたことから、本文③は、留保付きで部会資料8と同様の規律を提示するものである。

(注)

この管轄を制限するための規律を設ける場合には、以下の考え方があり得るが、どのように考えるか。

(i) 直接管轄より間接管轄の範囲を狭くすることにより、国内財産に対する執行可能性を広く確保しつつ、外国の裁判所における承認・執行の機会は限定されてもやむを得ないものとする考え方。

この場合は、破産法第4条第1項及び外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第17条第1項の規定等を参照し、外国判決の承認に関する規律として、例えば、「外国の裁判所が、差し押さえることのできる被告の財産が当該外国に所在することのみにより、その裁判権を行使した場合には、その外国裁判所の確定判決は効力を有しないものとする」との内容の規律を設けることが考えられる。

(ii) 仮差押えを要件とする考え方。

この場合は、「財産権上の訴えで金銭の支払の請求を目的とするものは、差し押さえることができる被告の財産の所在地が日本国内にある場合であって、当該財産に対し仮差押えがされているときに限り、日本の裁判所に提起することができるものとする」との規律を設けることが考えられる。

さらに、(iii)確定判決の効力は日本国内にある財産にのみ及ぶものとする考え方、(iv)請求と財産の関連性を要件とする考え方、(v)日本国内における被告の財産価値と原告の請求額の均衡を要件とする考え方などもあり得ることは、部会資料8に

記載したとおりである。

4 事務所・営業所所在地

事務所・営業所所在地の特別裁判籍については、以下のような考え方があるかどうか。

【A案】

- ① 日本国内に事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するものは、日本の裁判所に提起することができるものとする。
- ② 日本国内において事業を継続してする【P (i)外国会社, (ii)外国の社団又は財団, (iii)日本国内に普通裁判籍を有しない者】に対する訴えでその日本における業務に関するものは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

【B案】

特段の規律を置かないものとする。

(補足説明)

1 A案について

A案は、部会資料8の甲案①及び乙案のいずれの場合も日本の裁判所の管轄を認めるとの考え方を提案するものである。

第2回部会においては、

- (i) 外国の法人の日本における営業所等がアジア地域の事業を統括している場合、当該アジア地域における取引等に関する訴えは、「その事務所又は営業所における業務に関するもの」として、日本の裁判所の管轄に属するものとすべきである
- (ii) 日本において事業を継続しており、日本における代表者を定める義務を負う外国の法人が、日本における代表者を定めていない場合であっても、当該法人の日本における業務に関する訴えについては、日本の裁判所の管轄に属するものとすべきである
- (iii) 日本に営業所等を設置して事業を継続してする外国の法人が、当該営業所を介することなく、日本の法人と取引等を行ったとしても、その取引等が当該外国法人の「日本における業務」と認められる場合には、日本の裁判所の管轄に属するものとすべきである（部会資料8の別紙、設例2参照）
- (iv) 外国の法人が、インターネットを通じ、日本語で日本向けに商品販売などの取引等を行った場合、その事業が当該外国法人の「日本における業務」と認め

られる場合には、日本の裁判所の管轄に属するものとすべきである（同設例 4 参照）

(v) 日本の法人が、その外国における営業所を通じて、外国の法人と直接行った取引等については、仮に、当該外国法人が日本国内に営業所を設置していたとしても、その営業所が当該取引に関与していない限り、日本の裁判所に管轄を認めることは困難である（同設例 3 参照）

との意見があり、以上を充足する考え方として、部会資料 8 の上記甲案①及び乙案のいずれの場合にも日本の裁判所の国際裁判管轄を認めるべきであるとの考え方が多数であった。

なお、部会資料 8 の乙案においては、「取引」という用語を用いていたが、「取引」は、実質的な意味での商行為と同義に用いられることが多いところ、本文の規律においては、日本において、営利目的を有しない活動を継続して行う場合も含めるのが相当であると考えられるため、営利目的の有無を問わず、一定の目的をもってなされる活動を意味するものとして「事業」という用語を用いることとした。

(注 1)

本文②の訴えの対象に関し、部会資料 8 の乙案は、「日本国内において取引を継続してする者」と記載しているが、この記載によれば、日本の法人及び個人も含むこととなる。本文②は、日本において事業を継続してする外国法人又は個人を対象とする案であると考えられるところ、その対象としては、(i) 会社法上の外国会社に限定する、(ii) 外国の社団又は財団とする、(iii) 日本に普通裁判籍のない個人をも含むものとするとの考え方があり得るが、どう考えるか。

(注 2)

本文②により日本の裁判所の国際裁判管轄が認められる場合、その国内裁判管轄地については、どう考えるか。

本文②によれば、例えば、外国会社が日本において営業所等を設置せず、また、日本における代表者を定めていない場合においても、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる可能性があるが、その場合の国内裁判管轄地をどのように定めるかが問題となる。

この場合の国内裁判管轄地については、(i) 日本において事業を継続してする外国の社団又は財団が日本に住所を有する日本における代表者を定めている場合においては、その代表者の住所地とし、(ii) 当該社団等が日本に住所を有する日本における代表者を定めていない場合においては、その訴えに係る請求に密接な関係がある地とすることや、当該社団等の日本における事業活動の中心地とすることなどが考えられるが、どうか。

2 B案について

B案は、事業者・営業所所在地による特別裁判籍は設ける必要はなく、不法行為地による特別裁判籍又は管轄合意により対応すべきであるとする考え方である。

5 不法行為地

不法行為地の特別裁判籍については、以下のとおりとすることでどうか。

不法行為に関する訴えは、不法行為があった地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。ただし、その地における結果の発生が通常予見することのできないものであったときは、この限りでないものとする。

(補足説明)

本文は、第3回部会における多数意見（部会資料8の本文①の甲案と本文②のA案の組み合わせ）を前提とした規律を提案するものである。